

経済環境常任委員会

オリンピック・パラリンピックでの成田市の取り組み(令和3年9, 12月定例会)

オリンピック事前キャンプ

アメリカ陸上チームの事前キャンプ受け入れを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったものの、千葉県や各チーム等からの打診があり、4か国のチームを受け入れました。

市内小中学校が千羽鶴を送り届けたところ、お礼のメッセージ動画が送り届けられるなど、交流が図られました。

7月8日 ～15日	カナダ女子サッカーチーム (金メダル)
7月16日 ～20日	オランダ男子バスケットボール チーム(3×3)
7月19日 ～26日	オーストラリア陸上チーム (やり投げ選手銅メダル)
7月22日 ～27日	スロベニア陸上チーム

パラリンピック事前キャンプ

以前からホストタウンとして交流を深めていたアイルランドチームを受け入れ、8月13日から20日まで、陸上、水泳、卓球、パワーリフティング、アーチェリーの選手が練習を行いました。水泳や陸上の選手が金メダルを獲得するなど、好成績を収めたことから、本市での事前キャンプについて、多くの選手やスタッフ等から高い評価をいただきました。



アイルランド水泳チームの公開練習

オリンピック・パラリンピック後の取り組み

11月20日には「東京パラリンピック競技大会レガシー協定書」をアイルランドパラリンピック委員会と締結しました。また、ホストタウン事業として、アメリカやアイルランドとの交流を継続します。

主な質疑

Q

11月20日開催の「PARA Beats! 共生社会を奏でよう」の概要は。

A

事前キャンプ等の報告やアイルランドパラリンピック委員会との交流の継続、共生社会を推進するための新たなスタートを目的に開催した。本市出身のメダリストからのメッセージがあったほか、公津の杜中学校吹奏楽部と和太鼓奏者のコラボ演奏、アイルランドパラリンピック委員会とレガシー協定を締結するとともに、共生社会のさらなる推進のためのシンポジウムを開催した。



「PARA Beats!共生社会を奏でよう」の開催の様子

Q

アイルランドパラリンピック委員会と締結したレガシー協定の内容は。

A

東京2020大会以降も友好関係を継続すること。アイルランドパラリンピック委員会やその関連競技団体等が、本市でキャンプを希望する際は、受け入れに努めるとともに、市民との交流プログラムの実施に努めること。東京2020大会の事前キャンプ時に、交流イベントを実施した8月18日を共生社会の実現への思いを再確認する記念日とすることである。

プレミアム付商品券を発行し、地域経済と観光産業の回復を支援(令和3年6月定例会)

中小企業等緊急支援事業「なりた地域応援プレミアム付商品券」の実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している市内事業者を支援することで消費を喚起し、地域経済の回復を図るため、令和2年8月に成田市独自の支援策として、「なりた地域応援プレミアム付商品券」を発行しました。

商品券は市内の小売、飲食、サービスなどの944店舗にて利用できたほか、13億円分の発行に対し、12億8,866万4,000円分が購入され、うち12億8,526万1,000円が利用されました。利用内訳は、大型店で53.3%、小規模店で46.7%となっています。

その他に審査した主な内容

いずみ聖地公園合葬式墓地の整備(令和3年6月定例会)

墓地需要は多様化しており、承継を必要としない合葬式墓地の整備要望が寄せられていることから、いずみ聖地公園内に整備します。合葬式墓地は、一定期間遺骨を納骨壇に埋蔵し、時期が来たら合葬する形式です。埋蔵方法は直接合葬と通常合葬があり、通常合葬の場合は、使用許可後20年間は納骨壇に埋蔵し、その後、地下部の合葬室に納めます。令和6年の完成を目指しており、施設の運用期間は80年間としています。



合葬式墓地の建設候補地

久住テニスコートの整備及び管理に関する条例等の一部改正(令和3年12月定例会)

一部の運動施設における、開場時間以外の時間について、準備や後片付けなどの使用を認める場合があるものの、その使用に係る料金の規定が整備されていないため、関係する9条例を改正し、21施設の時間外料金の規定を整備します。

改正する9条例

久住テニスコートの設置及び管理に関する条例
久住体育館の設置及び管理に関する条例
印東体育館の設置及び管理に関する条例
運動場の設置及び管理に関する条例
大栄 B&G 海洋センターの設置及び管理に関する条例
大栄テニスコートの設置及び管理に関する条例
地区運動施設の設置及び管理に関する条例
大栄野球場の設置及び管理に関する条例
都市公園条例

主な質疑

- Q** 利用料金等の算定根拠は。
- A** 使用する施設の条例上規定されている直近の時間の1時間当たりの料金としている。